

教育委員会制度の改革論議について

国際基督教大学大学院教授 西尾 勝

はじめに

- 教育委員会法の廃止と地教行法の制定
- 直接公選制から地方議会同意の任命制へ
- 公立小中学校教員の身分と任用権の乖離
- 教育長任命承認制の創設
- 義務教育費国庫負担金制度の確立

I 地方分権推進委員会における論議と結果

1 教育長任命承認制度の廃止をめぐる論議

- 文部省は、当初は政治的中立を守るため、任命承認制の堅持を主張
- 任命不承認事例の有無をめぐる論議
- 地教行法、社会教育法に法定されている教育委員会の所掌事務を学校教育に限定せよという要求
- 全国町村会長は公立小中学校教員任用権の市区町村への移譲を要求

2 当時の文部省の対応方針

- 地方教育行政の政治的中立と専門性を高める方向で教育委員会制度を改革する一環として、任命承認制を廃止することに同意
- 教育長の専任制へ（市区町村教育長を都道府県教育長型へ変更）
- 教育長を地方議会同意の任命制へ
- 教育長を特別職へ

3 地方分権推進計画における文部省の対応方針の変更

- 自治省との折衝が難航する中で、都道府県教育長を市区町村教育長型へ変更

II 第28次地方制度調査会における論議と答申

1 出雲市長等から提起された教育委員会制度の廃止論

2 志木市長等から特区提案された教育委員会必置規制の廃止要求

3 文部科学省・中央教育審議会の対応方針
教育委員会必置規制は堅持

教育委員会の所掌事務の法定範囲を学校教育等に限定

4 第28次地方制度調査会の答申：二段階の改革提言

III 私個人の意見

- 1 文部科学省の指導に依存する縦系列の独立王国の形成
- 2 政治的中立の原則の過剰強調
- 3 教育委員会の所掌事務の法定範囲を学校教育に限定
- 4 都道府県教育委員会と市区町村教育委員会の関係の改革が先決要件
- 5 教育委員会必置規制の廃止（任意選択制への移行）

おわりに

第28次地方制度調査会の道州制に関する答申

「道州には、審査、裁定等の任務を担うものを除き、原則として行政委員会の設置を法律で義務付けないこととする。」